

特殊車両を取り巻く諸課題

-各ステークホルダーにおける課題・期待の整理-

立命館大学／データバイザー（株） 島田孝司

1. これまでの3年間でヒアリングした対象



① R4成果を元に、選択肢型で網羅性担保

	R3	R4	R5
審査側	国道事務所 1		
	都道府県 3	都道府県 19	都道府県 47
	政令指定市 5		
	近畿市町村 2 1 1		
申請側	行政書士 1		行政書士 8
	物流事業者 2	物流事業者 1	物流事業者 1
			超寸法事業者 2?
	クレーン事業者 1		
	業界団体 2		

② 専門家・特殊ケースを突合

2. 特車通行制度の目的と構成する対象

道路の安全な通行を担保

道路に関する情報

ラストマイル
の便覧収録不足
の解消が肝

車輻に関する情報

連結検討はじめ
複雑化する情報
活用は更に困難

行政書士法人 佐久間

兵庫県 土木部 田村

センコー 事業政策推進本部 殿村

国土交通省 道路局 車輻通行対策室 渡邊

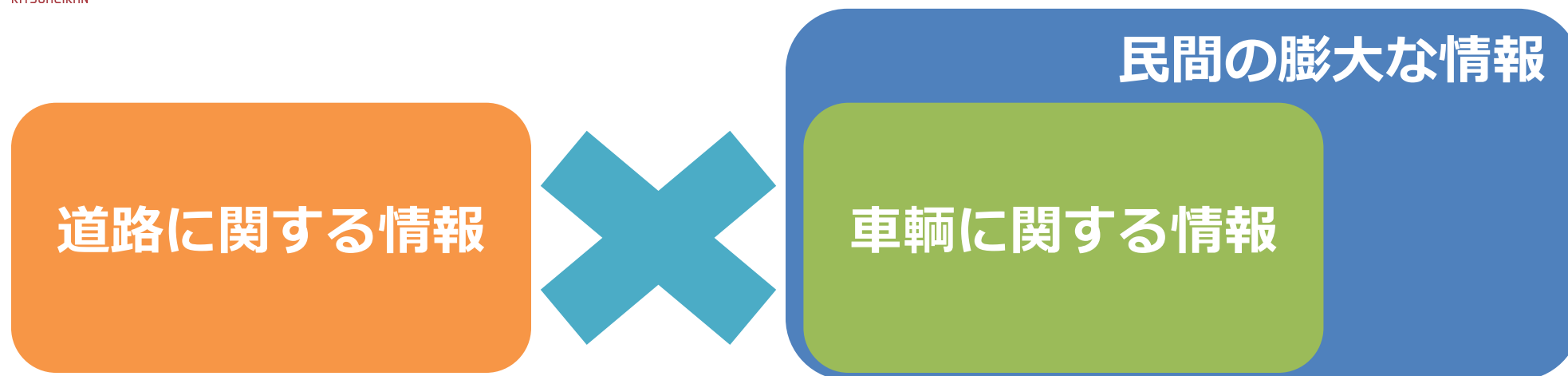
建設技術研究所 交通システム部 鈴木

(敬称略)

3.各ステークホルダーから課題提起・期待

	当面の課題	先々の展望
制度運営責任者 ：道路局	特車通行確認制度の利用促進 通行条件の緩和(ダブル、夜間)	特車通行許可制度から 特車通行確認制度への完全移行
制度開発者 ：建設技術		
道路管理者 ：都道府県	物流需要の拡大に伴う申請増加 便覧収録のマンパワー不足	各種ツールの簡易化・操作性向上による業務改善 便覧収録の自動化
通行許可申請者 ：行政書士	道路便覧情報の拡充	通行実績を 随時道路便覧情報へ反映
通行許可申請者 ：運送会社	ダブル連結トラック導入 ⇒ 通行許可取得までの現状	トレーラ共用プラット フォームの創出 連結切離し後のトレーラ運用
研究： R3-4ヒアリング	規制緩和要請の結果、 制度がパッチワーク	民間の力を(PFI的に)活用 (具体的には手法やデータ活用)

4.将来に亘って、安全を担保するために



- 1) 特車通行確認制度の普及に向けた課題と展望
- 2) 2030年以降を見据えた特車管理のあり方と技術開発ニーズ

**この後のパネルディスカッションに
期待しています。**